

平成 25 年 9 月 5 日

第 3 回 定 例 会 議 案

登 米 市 議 会

議 員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第5号	平成24年度登米市一般会計継続費精算報告について	1
報告第6号	平成24年度登米市健全化判断比率の報告について	3
報告第7号	平成24年度登米市資金不足比率の報告について	4
報告第8号	放棄した債権の報告について	5
報告第9号	登米市土地開発公社の経営状況について	7
報告第10号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	8
報告第11号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	9
報告第12号	株式会社みやぎ東和開発公社の経営状況について	10
報告第13号	株式会社いしこしの経営状況について	11
報告第14号	株式会社みなみかた町振興公社の経営状況について	12
報告第15号	株式会社なかだ農業開発公社の経営状況について	13
議案第100号	平成25年度登米市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第101号	平成25年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第102号	平成25年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第103号	平成25年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第104号	平成25年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第105号	平成25年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第106号	平成25年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第107号	平成25年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第108号	平成25年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第109号	登米市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例について	14

議案第110号	登米市子ども・子育て会議条例の制定について	15
議案第111号	市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	17
議案第112号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	19
議案第113号	登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	20
議案第114号	平成24年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	21
認定第1号	平成24年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	23
認定第2号	平成24年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	24
認定第3号	平成24年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	25
認定第4号	平成24年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	26
認定第5号	平成24年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	27
認定第6号	平成24年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	28
認定第7号	平成24年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	29
認定第8号	平成24年度登米市水道事業会計決算認定について	30
認定第9号	平成24年度登米市病院事業会計決算認定について	31
認定第10号	平成24年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	32

報告第5号

平成24年度登米市一般会計継続費精算報告について

平成24年度登米市一般会計の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

平成24年度 登米市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画内訳			実績			比較				
				年割額	左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		一般財源	
					国庫支出金	地方債		その他	一般財源		国庫支出金	地方債		その他
10 教育費	2 小学校費	佐沼小学校 舎・体育館改築 事業	23年度	695,314,000	315,714,000	360,600,000	19,000,000	416,309,750	168,218,000	235,700,000	12,391,750	147,496,000	124,900,000	6,608,250
			24年度	1,045,498,000	473,570,000	526,700,000	45,228,000	1,324,501,000	621,065,000	651,600,000	51,835,000	147,496,000	124,900,000	△ 6,607,000
			計	1,740,812,000	789,284,000	887,300,000	64,228,000	1,740,810,750	789,284,000	887,300,000	64,226,750	1,250		

報告第6号

平成24年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

(単位：%)

健全化判断比率	平成24年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.86
連結実質赤字比率	—	16.86
実質公債費比率	12.8	25.0
将来負担比率	91.1	350.0

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

報告第7号

平成24年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	—
病院事業会計	2.1
老人保健施設事業会計	—
下水道事業特別会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率（％）」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第8号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定により、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施孝尚

債権放棄調書

債権放棄年月日：平成25年3月29日

債権の名称	債権放棄の事由	平成24年度の債権放棄した債権			備考
		人数	件数	金額（円）	
学校給食費	第1号該当 （生活困窮）	324	4,370	18,794,381	時効2年
	平成16年度	19	91	1,874,180	
	平成17年度	20	242	982,529	
	平成18年度	58	745	2,909,655	
	平成19年度	61	1,040	4,138,085	
	平成20年度	65	929	3,702,274	
	平成21年度	62	924	3,681,554	
	平成22年度	39	399	1,506,104	
	第2号該当 （免責）	5	106	407,200	
	平成16年度	1	12	43,200	
	平成17年度	1	36	129,600	
	平成19年度	1	36	145,200	
	平成20年度	1	18	72,600	
	平成21年度	1	4	16,600	
	第5号該当 （行方不明）	5	25	106,913	
平成17年度	1	1	4,600		

	平成 18 年度	2	17	75,300	
	平成 22 年度	2	7	27,013	
	計	334	4,501	19,308,494	

債権放棄年月日：平成 25 年 3 月 30 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 24 年度の債権放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額 (円)	
水道料金	第 2 号該当 (免責)	1	2	32,020	時効 2 年
	平成 21 年度	1	2	32,020	
	第 4 号該当 (死亡)	14	42	61,600	
	平成 18 年度	1	4	9,520	
	平成 20 年度	2	10	14,280	
	平成 21 年度	7	12	16,660	
	平成 22 年度	3	9	11,620	
	平成 23 年度	1	7	9,520	
	第 5 号該当 (行方不明)	132	424	1,654,906	
	平成 17 年度	2	5	13,265	
	平成 18 年度	16	70	344,906	
	平成 19 年度	20	65	356,790	
	平成 20 年度	31	83	288,175	
	平成 21 年度	43	131	524,895	
	平成 22 年度	17	60	108,465	
	平成 23 年度	3	10	18,410	
計	147	468	1,748,526		

報告第9号

登米市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、登米市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

記

(別冊)

報告第 10 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

記

(別冊)

報告第 11 号

株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

記

(別冊)

報告第 12 号

株式会社みやぎ東和開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社みやぎ東和開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

記

(別冊)

報告第 13 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

記

(別冊)

報告第 14 号

株式会社みなみかた町振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社みなみかた町振興公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

記

(別冊)

報告第 15 号

株式会社なかだ農業開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社なかだ農業開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

記

(別冊)

議案第 109 号

登米市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例について

登米市ホームヘルパー派遣手数料条例（平成 17 年登米市条例第 109 号）を廃止するものとする。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例

登米市ホームヘルパー派遣手数料条例（平成 17 年登米市条例第 109 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 110 号

登米市子ども・子育て会議条例の制定について

登米市子ども・子育て会議条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、登米市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主
- (3) 労働者
- (4) 子育て支援を行う団体の関係者
- (5) 社会福祉関係団体の関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 子育て会議は、必要があると認められるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会の項の次に次のように加える。

登米市子ども・子育て会議	会長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円
	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円

議案第 111 号

市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について

市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 17 年登米市条例第 72 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 17 年登米市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同項中「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の規定は、延滞

金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 112 号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成 17 年登米市条例第 76 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成 17 年登米市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項の表(21)の項を削り、同表(22)の項を同表(21)の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 113 号

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例

登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「1 億円」を「3 億円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 114 号

平成 24 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

平成 24 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金について、別紙の剰余金処分計
算書に基づき、315,654,563 円を減債積立金に積立てるものとする。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

(別紙)

平成 24 年度登米市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	5,222,669,454	11,191,827,763	8,154,683,884	315,654,563
議会の議決による処分額	0	0	0	△ 315,654,563
減債積立金の積立	0	0	0	△ 315,654,563
処分後残高	5,222,669,454	11,191,827,763	8,154,683,884	(繰越利益剰余金) 0

認定第 1 号

平成 24 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第2号

平成24年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施孝尚

認定第3号

平成24年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第4号

平成24年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第5号

平成24年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度
登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第6号

平成24年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第7号

平成24年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第 8 号

平成 24 年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 24 年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

認定第9号

平成24年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

認定第 10 号

平成 24 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 24 年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚